

資格確認書 (はがき型) が届いた方

- 85歳以上の方
- 84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちでない方



資格確認書 (例)

資格情報のお知らせ (A4) が届いた方

- 84歳以下の方で、マイナ保険証をお持ちの方



資格情報のお知らせ (例)

医療機関への受診

資格確認書で受診してください。

医療機関への受診

マイナ保険証で受診してください。

後期高齢者医療制度の詳しい内容は更新時にお送りするリーフレットをご確認ください。

- ※ 「資格情報のお知らせ」は、自身の資格情報を把握するためのものであり、このお知らせのみで医療機関等は受診できません。なお、マイナ保険証の読み取りができない場合に、マイナ保険証とともに資格情報のお知らせを提示することで、正しい資格情報で医療機関等を受診することができます。
- ※ 「資格情報のお知らせ」が届いた方でも、マイナ保険証での受診が困難であると申請された方には、資格確認書を交付します。資格確認書交付を希望される方は、資格確認書交付申請書を医療給付Gにご提出ください。なお、資格確認書交付申請書は役場でお渡ししているほか、広域連合HPにも掲載しています。

マイナンバーカードを健康保険証として使用すると、さまざまなメリットがあります。

特定疾病の適用 (※1) や高額医療費制度の適用が受けられるようになります！

医療機関でより適切な医療が受けられるようになります！ (※1)

タイムラグがなく最新の資格情報で医療機関が受診できます！



使ってみよう！
マイナ保険証

(※1) 特定疾病情報、薬剤情報及び特定健診情報等、個人情報の提供に同意が必要です。

問 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601

問 戸籍保険課 医療給付G (窓口4番) ☎ 77-6533

後期高齢者医療制度のお知らせ

令和8年度の保険料と8月以降の交付書類

7月に保険料額をお知らせします

令和8年度の保険料は、7月に個別にお知らせします。



- 「所得割」は令和7年中の所得から最大43万円を差し引き、上記の率をかけて算出します。(前年の所得金額により、控除額が43万円ではない場合があります)
 - 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。
- ※「所得」とは、前年の「収入」から必要経費 (公的年金等控除や給与所得控除額など) を引いたものです。

保険料の軽減

均等割の軽減 (年額)

- 軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定 (被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象)
- 昭和36年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得は、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の 軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	7割
43万円+(31万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	5割
43万円+(57万円×世帯の被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	2割

- ※給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方です。
- 給与等の収入金額が55万円を超える方
 - 公的年金の収入金額が60万円 (65歳未満)、125万円 (65歳以上) を超える方
- ※令和8、9年度医療分で7割軽減に該当する方は、国からの交付金により更に0.2割の減額を行っています。

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ均等割が5割軽減となります。
(医療分:59,963円→29,981円、子ども分:1,364円→682円)
- ※被用者保険とは協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、医療給付Gへご相談ください。
災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方は、保険料の減免が受けられる場合があります。

保険料のお支払い方法

保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出により「口座振替」も可)
ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。
※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。

- (1) 介護保険料が「年金天引き」されていない方 (年金額が年額18万円未満の方)
- (2) 介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金受給額の半分を超える方
- (3) 新たに制度に加入された方の半年の期間

※ご注意 国民健康保険税の口座振替は自動継続されません。再度、医療給付Gへ申し出てください。